

20 給衛協発第 96 号
平成 21 年 2 月 4 日

各 位

全国給水衛生検査協会

会長 奥村 明雄

簡易専用水道優良検査機関認定制度の実施について(ご案内)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、この度当協会では水道法第 34 条の 2 第 2 項の検査に関し、その品質の確保を図る観点から、標記「簡易専用水道優良検査機関認定制度」を別紙のとおり、創設することといたしました。

つきましては、この制度の実効性を期するために、ご理解とご支援をお願いするとともに、広く周知していただくようお願い申し上げます。

問合せ先：全国給水衛生検査協会 事務局（鈴木）
〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6
（財）日本環境衛生センター内
TEL：044-270-4375
e-mail：suzuki@kyueikyo.jp

別紙

簡易専用水道優良検査機関認定制度の実施について

全国給水衛生検査協会

1 趣旨

水道法に基づく簡易専用水道の検査は、国民の水の安全、安心を担保する観点から水道法に基づき、適切な検査を実施する機関として、厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関のみが行うこととなっています。

今回、私ども全国給水衛生検査協会（以下「協会」といいます。）は、登録検査機関の唯一の全国組織として、登録制度の趣旨に則り、登録検査機関の検査等の運営が実質的に信頼に足るものとして優良に行われ、適切に維持されていることを認定する制度として、「簡易専用水道優良検査機関認定制度（略称G I P）」を創設し、国の施策と相まって、水の安全、安心の向上に資するものです。

2 認定の内容

- (1) この制度は、協会が実施します。
- (2) 協会は、国の定める登録内容に一定の上乗せを行った基準に従い、当該検査機関が優良な検査機関であることを認定するとともに、外部監査により登録検査機関としての適切な運営が維持されていることを確認します。
- (3) 認定は、書面及び実地により行います。
- (4) 認定の期間は、3年間とし、更新審査を受けて、更新できるものとします。
- (5) 認定を受けた機関は、協会の行う外部監査を3年に1回以上受けるものとします。

3 運営委員会の設置

- (1) 協会は、この制度が適切に実施されるよう、その内部に学識経験者、行政機

関の関係者、関係団体の関係者、認定センター長からなる簡易専用水道優良
検査機関認定制度運営委員会を設置し、その指導の下にこの制度を実施しま
す。

(2) 同様の趣旨から、協会は、内部に苦情処理委員会及び内部監査員を設置して、
運営します。

4 費用負担

(1) この制度は、参加者に大きな負担をかけないよう、できるだけ簡素で、効率
的な仕組みを旨とします。

(2) 参加者の費用負担については、別添資料「簡易専用水道優良検査機関認定制
度の概要（以下「制度の概要」といいます。）」記載のとおりとします。

5 制度の普及

この制度は、できるだけ多くの登録検査機関のご参加をいただけるよう、その理
解の醸成に努めるとともに、国や地方公共団体、民間のビル、マンション関係の
団体にもご理解をいただき、所期の実効が挙がるよう、広く普及に努めます。

5 制度の実施時期

この制度の受付は、平成21年2月10日から開始します。受付窓口は、以下の
とおりです。

全国給水衛生検査協会 事務局 〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

TEL044-270-4375 FAX044-270-4376

E-mail info@kyueikyo.jp

URU <http://www.kyueikyo.jp/>

6 制度の詳細は、別添資料「制度の概要」掲載のとおりですので、ご参照下さい。

簡易専用水道優良検査機関(略称「GIP」)認定制度の概要

全国給水衛生検査協会

1. 制度の内容

- (1) この制度は、全国給水衛生検査協会（以下、「協会」といいます。）が簡易専用水道検査の登録検査機関に関し、国の登録基準に一定の上乗せを行った審査基準（簡易専用水道優良検査機関規範）に従って審査を行い優良検査機関の認定を行うとともに、認定後についても、認定を受けた機関に対し、協会による外部監査の受検を求めることにより適切な運営が維持されていることを確認しようとするものです。
- (2) 認定の有効期間は、3年間とし、更新審査を受けて更新することができます。
- (3) 国の登録基準に対する主な上乗せ事項は次のとおりです。
 - ① 検査員は、協会の認定検査員講習会を修了していること。
 - ② 協会の優良検査員講習会を修了した優良検査員が3名以上置かれていること。
 - ③ 協会の管理技術者講習会を修了した管理技術者が1名以上置かれていること。
 - ④ 検査員の内部研修は、年4回以上定期に実施されていること。
 - ⑤ 協会が実施する外部精度管理調査へ、毎年度、検査員2名以上が参加すること。
 - ⑥ 協会の実施する外部監査を3年に1回以上受けること。

2. 認定の組織

(1) 運営委員会

この制度が適切に実施されるよう、協会に運営委員会を設置します。運営委員会は、学識経験者、行政機関の関係者、関係団体の関係者、認定センター長で構成されます。現在の運営委員会の構成メンバーは、次の方々です。

委員長	早川 哲夫	麻布大学大学院教授
委員	桃井 宏之	横浜市健康福祉局生活衛生課長
委員	三浦 明	(社)日本水道協会工務部技術課副主幹
委員	青木 隆生	協会簡易専用水道検査技術委員長

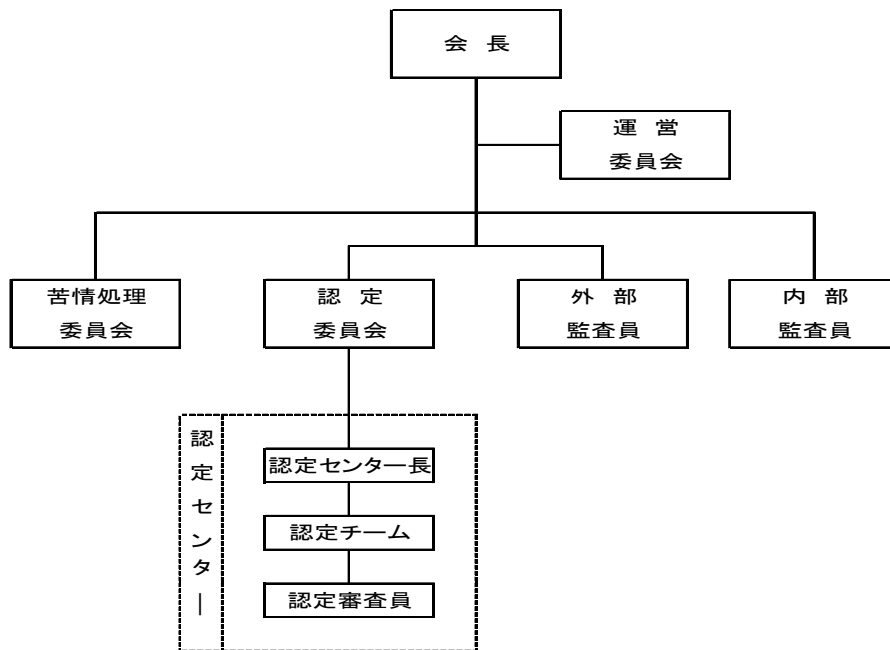
(2) 認定委員会等

認定業務を実施するため、次の組織を設置します。

- ① 認定委員会
協会に認定委員会を置き、認定に係る審査の評価、認定の決定を行います。認定委員会は、認定センター長、認定チーム員3名、認定審査員3名（審査対象外の者）で構成されます。
- ② 認定センター
 - ア. 認定の実務に当たる組織として、認定センターを置きます。認定センターは、認定センター長、認定チーム員3名、認定審査員17名で構成されます。
 - イ. 認定センター長は、認定チーム員を指揮し、認定実務の整理を行います。認定センター長は、協会の簡易専用水道技術委員長をもって充て、認定チーム員は、協会の簡易専用水道検査技術委員の内から協会会長が委嘱する者をもって充てます。
 - ウ. 認定審査員は、認定審査を行います。認定審査員は、協会が開催する簡易専用水道検査管理技術者講習会を修了した者で、協会が開催する認定審査員講習会を修了した者

を充てます。

- (3) 外部監査員
この制度の認定を受けた登録検査機関が、登録申請文書どおりに維持運営されているか否かを確認するため、協会に外部監査員を置き、外部監査員が監査を行います。
- (4) 苦情処理委員会
この制度を適切に実施するため、協会に苦情処理委員会を置きます。委員会は、優良検査機関の認定及び登録検査機関の外部監査の業務に係る苦情処理を行います。
- (5) 内部監査員
この制度を適切に実施するため、協会に内部監査員を置きます。
- (6) 簡易専用水道優良検査機関認定制度の組織体系は下図のとおりです。



5. 審査手数料

各審査手数料は以下のとおりです。

- (1) 認定審査
認定審査手数料（別表1）のとおりです。
- (2) 更新審査
更新審査手数料（別表2）のとおりです。
- (3) 外部監査
外部監査手数料（別表3）のとおりです。

別表1 認定審査手数料表

区 分		手数料金
1	申請手数料	10,000円
2	基本手数料	50,000円
3	審査手数料	
	書類審査	50,000円
	現地審査	80,000円
4	認定証発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		200,000円

別表2 更新審査手数料表

区 分		手数料金
1	更新申請手数料	10,000円
2	更新基本手数料	50,000円
3	更新審査手数料（現地審査）	80,000円
4	更新審査認定証発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		150,000円

別表3 外部監査手数料表

区 分		手数料金
1	審査手数料	
	書類審査	50,000円
	現地審査	100,000円
2	報告書再発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		160,000円